

(2) 岩手医科大学ハイテク・リサーチ・センター管理委員会規程

(設置)

第1条 岩手医科大学のハイテク・リサーチ・センターの運営に関する重要事項を審議するため、岩手医科大学ハイテク・リサーチ・センター管理委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(委員会)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が任命する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 医学部長(共同研究部門長)
- (4) 歯学部長
- (5) 教養部長
- (6) 医学部附属病院長
- (7) 歯学部附属病院長
- (8) ハイテク・リサーチ・センターの各センター長
- (9) 超高磁場 MRI 研究施設長
- (10) 事務局長

(委員長)

第3条 委員会の委員長は、学長とする。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(ハイテク・リサーチ・センター規程)

第5条 先端医療研究センター及び先進歯科医療研究センターの規程については、別に定める。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学務部がこれにあたる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附則 この規程は、平成11年12月1日から施行する。